

下水道財政に係る これまでの基本的考え方及び課題

下水道財政に係るこれまでの基本的考え方及び課題(H18.3研究会報告書)

【下水道財政の現状と公費負担についての考え方（P. 5）】

5次財研（昭和60年）報告においては、汚水に係る費用の一部を公費負担する必要性について次のとおり整理した。

- ① 下水道の維持管理に係る費用負担のあり方については、下水道の基本的性格等を踏まえ、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、基本的には、雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費で負担するものとして取り扱われるが、下水道の公共的役割に鑑み、汚水に係る費用の一部（水質規制費用、高度処理費用の一部、高料金対策に要する経費等）を公費負担とすることが適当である。
- ② 汚水にかかる資本費については、公費で負担すべき費用を除き、使用料の対象とすることが妥当であるが、その場合においても使用料が著しく高額となる等の事情がある場合には、過渡的に、使用料の対象とする資本費の範囲を限定することが適当である。

【使用料の適正化（P. 16, 17）】

公営企業である以上、適切な使用料の設定により経費回収率を向上させていくことが必要である一方、全ての事業に一律に、汚水処理経費の全てを直ちに使用料で賄うよう使用料改定を求めることは非現実的でもある。なお現状における使用料の改定率は平成15年度で9.0%、15年度改定団体における次期改定予定時期は平均3.8年後となっている。

下水道事業における使用料については、基本は汚水処理経費に見合った額を設定すべきであるが、他の公共料金（特に水道料金）や住民の負担可能額等を勘案し、当面の間は全国平均として月3,000円の水準を目途に適正化を図っていくべきである。

この月3,000円の使用料水準については、水道料金（平成15年度決算：月3,150円／20立米）など他の公共料金と比較しても妥当な水準であること、また現時点で最も使用料による汚水処理経費の回収率が高い、すなわち汚水私費の原則に最も合致しうる大都市の状況をもみても、月平均3,000円の水準による使用料設定でほぼ汚水処理経費を回収できること等から、ひとつのベンチマークとしての意味合いを持つと考える。

【使用料の適正化（続き）（P. 17）】

現在、既に月3,000円以上の使用料を徴収している団体は、実質的な使用料（使用料収入／有収水量）では全事業の約4割弱、条例上設定されている使用料ベースでは約3割弱となっている。なお、平成16年度供用開始事業の条例上の使用料の平均は3,125円（平成15年度2,998円）となり3,000円を上回るなど、近年に事業を開始した団体の使用料設定は比較的高めとなっている。

なお、現行の繰出基準では、平成20年度以降に高資本費対策に要する経費を繰出対象とする場合には、使用料による要件が設定されており、この要件に沿って繰出された経費についてのみ地方交付税措置がなされることとされている。よって、この対象となるためには、平成20年度の地方交付税の算定基礎となる平成18年度決算において使用料を月3,000円（1立米あたり150円）以上徴収することが必要となる。

【今後の公費負担についての考え方（P. 18）】

「雨水公費・汚水私費の原則」は、昭和36年の第1次財研の報告以来、数次にわたる財研においても一貫して踏襲されており、またこの考え方は繰出基準制定時（昭和56年）から、各地方公共団体における負担区分の考え方として定着しているものである。実際にこの原則によって下水道事業を運営し、資本費の回収をほぼ終えている団体も少なからず存在している。よって「雨水公費・汚水私費の原則」については、これからもこれを踏襲したうえで今後の財政措置の在り方を検討すべきである。

【今後の財政措置の在り方（P. 24）】

② 合流式整備による下水道と分流式整備による下水道では現状の汚水資本費に大きな格差があること及び分流式下水道が公共用水域の水質保全への効果が高く公的便益がより大きく認められることを踏まえ、分流式下水道について、汚水資本費の増量分に対する一般会計からの繰り出しを行う繰出基準の創設及び地方財政計画への所要額の計上を検討する。その場合、繰出基準の創設にあたっては各団体において一般会計からの安易な繰り出しが行われることのないよう配慮するとともに、地方財政計画への所要額の計上及び地方交付税措置の検討にあたっては、処理区域内人口密度と汚水資本費との相関関係を加味した合理性の高い制度とするとともに、汚水資本費への使用料回収を適切に行っていくことを前提とした水準を検討する。

③ 自然条件や地理的条件など各事業の個別事情によって使用料の対象となる汚水資本費が著しく高くなる事業に対しては、これまでの高資本費対策の内容を一層合理的なものとなるよう見直しを行った上で財政措置を継続する。

④ 特定環境保全公共下水道や農業集落排水施設など小規模で経費回収率が著しく低い事業については、実情を踏まえた適切な取り扱いを検討する。

下水道財政に係るこれまでの基本的考え方及び課題(H27.9研究会報告書)

【公害防止事業債について (P. 20)】

公害防止対策事業債の根拠となっている「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は、平成23年に10年間の延長がされており、対象団体は平成23年に3~10年の計画を策定し、国の同意を得て事業進捗に取り組んでいることから、見直しの時期については、適切に検討すべきである。

【将来の検討課題について (P. 20)】

下水道事業経営を将来にわたって適切に行っていくためには、下水道財政の仕組みを住民にもわかりやすい簡明なものとする必要がある。このため(2)の取組を優先しつつ、例えば、分流式下水道における雨水事業と汚水事業を切り分けて地方財政措置を行う等、地方財政措置を更に実態に即したものとする方向で見直しを検討すべきである。

【高資本費対策に係る地方財政措置のあり方 (P. 22, 23)】

①対象となる事業要件(30年未満要件)のあり方について

高資本費対策は、供用開始後30年未満の事業が対象となっているが、これは、制度導入時期の試算において、供用開始後30年程度で資本費(元利償還金)の低下や接続率の向上等による使用料収入の増加により収支が均衡すると考えられていたことを踏まえたものである。一方で、

- ▶ 自然条件や地理的条件等により、構造的に資本費単価の高い地域においても下水道サービスの提供が広がってきていること。
- ▶ 現実に、近年、供用開始後30年を経過しても、資本費が依然として高い水準のまま推移している事業が多いこと。
- ▶ 平成16年に、建設改良地方債の元金償還金と減価償却費の差額分に資本費平準化債を充当し、後年度に資本費の負担を繰り延べるのが可能となり(平成25年度、2,400億円程度発行)、必ずしも30年程度で資本費が低下するものではなくってきていること。

から、供用開始後30年未満を要件とすることは、実態に合わなくなってきていると考えられる。

【施設老朽化の現状と影響 (P. 24)】

供用開始後年数の比較的長い都市部を中心とする多くの団体の施設が老朽化しており、今後、更新・老朽化対策事業が大幅に増加することが見込まれる。このことは下水道財政に次のような影響を与えようと考えられる。

- ▶ 下水道事業は投資回収期間が長期にわたるインフラ事業のため、更新投資を行う場合には、減価償却費が新規投資時と比べて大きく増加することが見込まれること。
- ▶ 更新・老朽化対策事業は、新規投資と異なり、新たな使用料収入の増が見込まれないため、今後、収支が悪化する懸念があること。
- ▶ 近年は、企業債利子の減少により使用料対象原価が抑制されてきたが、今後は上記のような負担増を金利低下によりカバーすることは難しくなること。

今後、各団体においては、これらの状況を踏まえた対応が求められる。

【積立金のあり方 (P. 25, 26)】

各地方公営企業は条例又は議決により特定の目的のために積立てを行うことが可能であるが、一般的に採用されている減債積立金、建設改良積立金が、将来の資産老朽化対策のための積立てとして活用されている事例は極めて少なく、法適用企業の平成25年度決算において積立金を計上している事業・額は、82事業・300億円程度に過ぎない。

【使用料算定のあり方 (P. 27)】

下水道事業における使用料対象原価については、総括原価主義の考え方が採用されているが、その対象には水道事業で採用されている「資産維持費」といった事業の施設の再構築等のための費用が含まれておらず、その費用の一部を現役世代から徴収するという水道料金と同様の考え方が必ずしもとられていない。これは、更新時期の集中等により減価償却費等の費用が急増した場合、使用料水準の大幅な引上げや一般会計からの多額の繰入れが不可避となる可能性があり、世代間公平の観点からも問題がある。

したがって、必要な場合に使用料対象原価に施設の再構築等のための費用を見込むことができるよう、そのあり方を更に検討し、示していくことが望ましい。